

## 子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮（令和7年10月1日施行）

### 【概要】

- ・対象労働者：子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間  
（1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）  
である労働者
- ・聴取内容：① 勤務時間帯（始業及び終業の時刻）  
② 勤務地（就業の場所）  
③ 両立支援制度等の利用期間  
④ その他仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に資する就業の条件
- ・意向聴取の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか  
（①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ）
- ・配慮：意向聴取をした従業員の就業条件を定めるにあたり、自社の状況に応じ、配慮しなければならない。

※労働者の子が3歳に達するまでの時期に実施する、柔軟な働き方を実現するための措置に関する個別周知・意向確認と併せて、個別の意向聴取を実施することは差し支えありません。実施にあたり、両立支援制度の説明に従業員研修動画をご活用ください。